

「人文学及び社会科学の振興に関する委員会」における主な意見 （案） －「社会科学」関係を中心に－

目 次

第 1 社会科学の課題

- (1) 研究水準に関する課題（輸入学問という性格に伴う課題）
 - （「他人の研究を研究する」という研究方法）
 - （「評論」で終わっていないか）
 - （創造的な研究）
 - （日本の経済学）
 - （日本の法学）
 - （日本の政治学）
- (2) 「研究の細分化」に伴う課題
 - （日本の「学会」の細分化について）
 - （「学問」と「研究」）
 - （研究の細分化対策としての「教育」）

第 2 （人文学及び）社会科学の特性

- (1) 対象
 - （価値的前提）
 - （「意図」を持った研究対象）
- (2) 研究方法
 - ①総論
 - （「意図」や「価値」に関する問題）
 - （アナリシスとシンセシス）
 - （人文的な方法と実証的な方法）
 - ②人文的な方法：「実践の学」としての法学を例にして
 - （「学」としての法学）
 - （法学の分類）
 - （基礎法学）
 - （「実践」の学としての実定法学）
 - （「解釈」と「立法」）
 - （相対化の視点）
 - （基礎法学と実定法学のインテグレーションの重要性）
 - （法学における体系的研究の重要性）
 - （価値の間の「バランス感覚」と「説得性」の重要性）
 - （政治学における例：政治的統合の理解）
 - ③実証的な方法

(意味解釈法、数理的演繹法、統計的帰納法)

④意味解釈法

(政治学における例：記述的・歴史的分析、比較分析)

⑤臨地研究(事例研究)

⑥統計的帰納法

(政治学における例：統計的分析手法)

⑦数理的演繹法

⑧実験的な研究方法

(実験的な研究方法の意義と課題)

(コンピュータシミュレーション)

(3) 研究成果

(研究成果の意味)

(「教科書」の執筆の意味)

(「飛躍」の問題)

(「選択肢の一つ」という性質)

(事実についての「説明」とその意味づけとしての「理解」)

(社会科学の研究成果)

(「学問」と「研究」)

(4) 研究評価

(アカデミズムによる評価と、社会的・歴史的評価)

(現状の「研究評価システム」の問題点)

(「学術誌」と「書籍」)

(学術誌の「査読」の特性)

(学術誌の「査読」の限界)

(「書籍」の特性)

(「学術誌」と若手研究者)

第3 (人文学及び) 社会科学の役割・機能

(1) 人文学及び社会科学に共通する役割・機能

①英知の創造

②文化や価値の継承・交流

③社会的な課題の解決に向けた多様な知見の提供

④教育への貢献

(2) 人文学の役割・機能

「審議経過の概要(その2)」において記述

・理論的統合

・「教養」の形成

・社会的貢献

(3) 社会科学の役割・機能

①実践の学

②「市民」の育成(シヴィック・エデュケーション)

③「実務の専門家」の育成(プロフェッショナル・エデュケーション)

第4 (人文学及び) 社会科学の振興の方向性

(基本的な考え方)

(1) 共同研究の推進(「他者」との「対話」の観点から)

「審議経過の概要(その2)」において記述

- ・国際共同研究
- ・異分野との共同研究
- ・「日本研究」の特殊な位置

(共同研究推進の必要性)

(共同研究のスタイル)

(2) 「政策や社会の要請に応える研究」の推進(「関係性」の解明を通じた社会の形成の観点から)

①(人文学及び)社会科学における政策や社会の要請に応える研究の可能性

②「国が定める研究目標等の下で、優れた研究を競争的に採択、実施する研究プログラム」

(取組むべき政策的、社会的課題について)

(審査体制等)

(研究方法)

(研究成果の社会への発信や実装を行うための工夫)

③地域研究の推進

④国際的諸課題の解決にむけた政策研究の推進

⑤拠点を形成して行う研究の推進

⑥実務知との連携

(専門職大学院における研究)

(社会の要請に応える学を掲げた学部等)

(3) 研究体制や研究基盤の整備

①国公立大学等を通じた共同研究体制等の推進

②学術資料・調査データ等のデータベース化、アーカイブ化の促進

③実証的な研究方法を用いる研究に対する支援

(4) (人文学及び)社会科学を担う「学者」の養成

(博士課程教育における課題)

(若手研究者養成システムの課題)

(価値の間のバランス感覚)

(5) 研究成果の発信(社会との関係を含む)

(学界への発信)

(「実務知」との関係)

(実務家の養成)

(優れた研究成果の海外発信)

(6) 研究評価の確立

「審議経過の概要(その2)」において記述

・「知の巨人」による定性的な評価

・「定性的な評価指標」の開発

(自然科学の評価パラダイムの問題)

(研究対象の多様性という問題)

(評価軸の多元性の確保の必要性)

(総合知の評価の在り方について)

(独創性のある研究を評価するシステムの在り方)

(7) その他

(国際交流)

(顕彰制度)

「人文学及び社会科学の振興に関する委員会」における主な意見（案）

－「社会科学」関係を中心に－

※黒字は、「審議経過の概要（その１）」（平成１９年８月２２日）や「審議経過の概要（その１）」をまとめる過程で使用した「主な意見」由来の記述（その後の議論を踏まえ修正有）

※緑字は、「審議経過の概要（その２）」（平成２０年８月２２日）で記述した旨の留意事項

※青字は、平成２０年１０月２９日、１１月１４日、１２月２日の審議での意見

※赤字は、平成２０年１２月８日の審議での意見

第１ 社会科学の課題

（１）研究水準に関する課題（輸入学問という性格に伴う課題）

（「他人の研究を研究する」という研究方法）

- 我が国の社会科学研究においては、「他人の研究を研究する」研究者がかなり存在する（X学習研究）。
- 「他国の研究者がその国で行った研究の日本における再試」や、「他人の研究に少し修正を加える研究」（X派生研究）は、研究者としての成長段階の初期にはあってもよいが、派生研究のままで終始してしまう研究者が多いようだ。
- 研究の創造性の観点から言えば、他の研究者の研究成果であるXがないと存在できないという意味で、「X学習研究」も「X派生研究」も似たようなものである。

（「評論」で終わっていないか）

- 問題は、客観的データの活用やモデルの開発等を行わず、単なる評論で終わってしまっている我が国の社会科学の現状ではないか。米国等で高く評価されている研究者の研究活動をしっかりと評価していかなければならない。

（創造的な研究）

- 「創造的な研究」とは、目の前の「不思議な現象」に懸命に納得性の高い説明を与えようとするものである。そこから、国際的に受け入れられる普遍性の高い論理を持った認識枠組みの創出を目指していくのである。
- その際、諸外国のみならず、日本にある「不思議な現象」を懸命に解き明かそうとしている人文学及び社会科学研究に光を当てる必要がある。
- 「X学習研究」や「X派生研究」ではなく、「X」そのものを我が国の研究者が創造していくことが必要である。国際的にも意味の大きな「X」とは、社会現象を見るため

の新しい概念枠組みを提供するものとなる場合が多い。

（日本の経済学）

- 日本の経済学の研究水準を測定する上で、メルクマールとなりそうなものとして、例えば、経済学者の人名辞典に占める日本人経済学者の割合というものが考えられる。現状をざっと見ると、2～3%は日本人経済学者の名前が出てくることは出てくるが、主要な仕事というよりは、わりとマイナーな仕事で人名辞典に名前が出るというようなものを入れて2～3%という状態である。
- また、「ワルラスの法則」というように、日本人経済学者の名前が経済学の法則に付けられているようなものもあまりない。『エポニマス・ディクショナリー・オブ・エコノミクス』という辞書があるが、それを見ると、たまに日本人の名前が出てくるが、経済学者ではなくて経済学に応用される数学の定理を作られた日本人数学者の名前が出てくるというものが目立つ。このようなところに、日本の経済学は主要な仕事での貢献が少ないのではないかという問題が浮かび上がるのかもしれない。

（日本の法学）

- 日本の法学はトップクラスの学者においては、今や既に欧米と比べても遜色のないレベルに達している。これは国際的なシンポジウムなどにも参加して感ずるところである。
- 日本の法学は、明治以来、外国の法学に追い付き、追い越すということで一生懸命やってきたため、剣山の例えのように、研究者がそれぞれの領域で向こうのトップに追い付こうとして、裾野をやるという人がいない。一方、フランスやドイツでは、法学部を出た優秀な人が皆、助手級になるという違いがある。
- 全体として比較的、日本法学は、率直に言ってかなり高いレベルに達しているということは言えるのではないか。特に色々なものをインテグレートして、単なる論理的な解釈だけではない、いろんなものをその中に入れていこうとする点や、最終的には説得だけれども、説得のための材料は何かといったことを考えてバランスをとろうとするところなどは、外国にはあまりない日本の特徴である。
- 日本の法学の特徴は、歴史的にしか説明できないのではないか。
 - 1つには、やはり100年しかなかったということが、かえってよかったのではないか。つまり何千年の歴史のある法学というのは、なかなか転換ができないが、日本の法学は歴史が浅いため、いろんなことができるということが1つある。
 - 2点目は、ドイツ、フランス、英米などの学問方法論的な影響がある。向こうの法律の影響を受けたと同時に、法学の影響を受けた。そうするとエールリッヒがいる、ウェーバーがいるということになり、新しいものをどんどん取り入れていく。例えば、ドイツでは法社会学が盛んであるが、民法学の教科書にはその成果が入っていない。日本の方が多く取り入れられている。

いわゆる純粹の技術的な法学の部分は19世紀のドイツ法学の影響が非常に強かったが、1920年代に末弘巖太郎先生が、それまでの法学が、ドイツ法の教科書を翻訳して日本におきかえて日本の法律として述べるような状況にあることを批判し、日本の法律は土着のものでなければならないこと、そのためにも日本の社会の実態を研究しなければならないことを主張された。そして、その際に、1つの日本の実態というのは裁判としては判例にあり、また、現実には新聞にあるために、これらをよく読むことが研究を進める上で重要であるということも主張されていた。末弘先生のこのような主張によって法社会学が盛んになった。

もう一つは社会的な理由として、第一次大戦後、新カント学派が出てくるなど、様々な学派が出てきた。この影響も一つ受けているため、いろいろなものを入れようということになって、法哲学も盛んになった。法哲学者というよりは、むしろ実定法学者が法哲学の論文を書いたり、海外の動向を紹介していた。

このように日本は非常に様々な、そして色々と新しいもの、しかも法学内部ばかりではなく、外からの影響を受けることがあったということが大きい。

(日本の政治学)

- 日本の政治が基本的に政治学の対象である限り、「輸入」云々の問題はそう気にする必要はない。日本の政治的現実をきっちり分析できるかどうか肝心。

様々な学問領域でそれぞれ国際的な、ある種の流れというものがある中で、あるときはこういうことを重視する、あるときはこういうものをテーマとして取り上げるというのは、どうしてもこの流れがあるということは否定できない。世界の政治の体制が基本的に同じ方向に向かっているという中で共通の問題、関心を共有するという方向は避けられない。何かそれに抗して、日本でしかわからないような政治学をつくろうということを考えても、これはこれでまた別の問題を生み出すことになる。例えば、昭和の一時「日本政治学」とでもいうような試みがあったが、こうした独自性は別の問題を持つ。

(2)「研究の細分化」に伴う課題

(日本の「学会」の細分化について)

- アメリカの場合、経済学に関する学会が5～60あると思うが、日本との違いとして、これが全部、ユナイテッドアソシエーションという形で、真冬のクリスマスの休暇のころに一緒に同じ場所で学会を開催し、すべての学会の会員が相互に情報が与えられ、いろいろな学会へ出入りすることができる。その中心に、数万人の会員を擁するアメリカン・エコノミック・アソシエーションという学会がある。アメリカの主要な学者はほとんどその会員である。また個々の学会にも同時に加入していて、その間の連携が非常に緊密になっている。
- 日本の経済学会は、およそ60ばかり経済学関係の学会が存在している。それぞれ独立しており、中には雑誌を発行しているところもあり、これらの学会を連携する経済学

会連合という組織もつくっているが、緊密な連携という観点から、一緒に学会を開催するというまでの交流には至っていない。

- 日本政治学会や日本国際政治学会には全体のミーティングがある。その中に色々と分科会が設けられている。加入する研究者が増えていくと、チャンスが狭まることになるために、徐々に間口を広げていくという形になる。

かつては、全体で500人ぐらいの学会だったものが、もう2,000人を超える状況にある。このため、学会が、特に若い人にとって発表の機会を与える、あるいは論文を発表する機会を与えるということになると、どうしても間口を広げていく必要性が量的にも出てくる。しかし、現状においては、学会において全体のコミュニケーションはほとんど問題なく行われているのではないか。

（「学問」と「研究」）

- 「学者」と「研究者」は少し違う。あるいは、「学問」と「研究」も少し違う。研究というのは、本当に小さいことを研究する。学者というのは広く色々なものを見て、自分のやっていること、人のやっていることの全部の位置づけができる人のことである。コンステイテーションが分かるということが「学問」である。

例えば、業績を出した人と、優秀な学者と呼ばれる人は、少し異なることがある。研究者として優れた論文を書いているが、学者として全体的に優秀な人として、ついていきたいという人では必ずしもないという場合がある。

例えば、教科書の執筆は、学者でないを書けない。自分の研究したところだけ執筆しろと言われれば、わずかししか書けない。教科書は、他の人が研究したところを上手く用いて全体を体系にする。しかも、わかりやすく書くということが必要である。これはある種の能力、努力が必要となる。法学の場合、特に今、「立法」との関係で、このような体系が立てられる学者が必要であり、体系的な学問が必要となっている。

- 実際に日本の社会が必要としているのは、個別の研究が非常に盛んになることだけではなくて、そういうものを体系的に学問として仕立て上げるだけの力量を持った方がたくさん生まれてくるということが、実は要求されている。このような観点が、社会科学や人文学の振興を考える上で、非常に大切な問題になる。

- 「研究の細分化」に伴う課題について、知の総合と個別知識の探求ということで、もちろんこれは両立するのが一番いいが、なかなか難しい。個別研究ばかりをしてはいけないといっても、これをやらないと研究が進まない。だからといって、知の総合を疎かにすれば、個別に研究がなされているだけの状態のままで、知識の全体を俯瞰する視点が生まれてこない。

- 個別で専門領域を究めた研究があったとして、それをどうやって知の総合にまとめていくか。専門性をベースとして、かつ広がりのある知識を体系化していく役割はリベラル・アーツの役割である。知の総合化にあたっては、現代のリベラル・アーツがどう構

成されるか考えて、そこに専門的な知識を翻訳し直す作業を進めてはどうか。

(研究の細分化対策としての「教育」)

- 大学での教育の要請上、研究者は狭い専門如何を問わず、大学院で勉強したことと随分違う領域などもカバーせねばならない。これは細分化対策になるかも知れない。

第2 (人文学及び) 社会科学の特性

- (人文学及び) 社会科学の振興については、これまでも様々な提言がなされ、また施策が講じられてきたが、それらは必ずしも(人文学及び)社会科学の特性を十分考慮したものではなかった。このため、今後の振興施策を、より実効性のあるものとするためには、(人文学や)社会科学の諸特性を踏まえて施策を展開することが重要である。その際、特に「研究方法の特性」に着目して、施策の検討に当たることが期待される。

(1) 対象

(価値的前提)

- 人文学は人間の精神や文化を主な研究対象とする学問であり、社会科学は人間集団や社会の在り方を主な研究対象とする学問である。人文学においては、哲学や思想といった「価値」それ自体が研究対象となるとともに、社会科学においても、社会を構成する人々や集団の意図や思想といった「価値」に関わる問題を取り扱っている。このように「価値」の問題とかかわりが比較的少ない自然科学と比較して、ある面でより複雑な研究対象を取り扱っていると言うことができる。
- 以上のように、人文学及び社会科学については、「価値」それ自体を研究対象とする場合や、「価値」に関わる問題を取り扱う場合があり、政策や社会の要請に応える研究の推進に当たり、このことを考慮することが必要である。
- 人文学は人の心を扱う学問であることから、価値それ自体が研究対象となり、その点で、一つの価値基準の下で研究を進めることが可能な自然科学とは性質を異にするのではないか。
- 社会科学という言葉は、19世紀以降の言葉であり、それまでは社会についての学問は、広い意味での政治学の領域として捉えられてきた。18世紀頃から諸学が分立・独立をして、経済学や社会学などが、その中から出てきた。総じて、この学問領域は政治的、社会的実態と密接に関連している。目の前にある現実、事実、枠組み、このような実態と向き合わなければならない仕組みにある
- 政治学は、基本的には学問と研究対象である政治との間に、ある種の緊張関係と距離感がなければ、学問そのものが問題を抱え込んでしまうということがある。このため、関心を持ちつつ距離感を保つというような、政治の世界との両義的な関係は、研究者としては当然のスタンスとなる。
- 政治学の成果は現実の政治に依拠している部分がある。しかし、色々な意味で問題のある政治体制のもとで育った政治学に意味がないかといえ、問題のないところではわからないようなことが、かえって見えてくることがある。

- 戦前の政治学を見ていると、政治的に考え、物を書き、発表する自由がいかに大切かが分かる。
- 政治学は、政治的統合（political integration）のメカニズムの実態の分析－制度を介した多元的な主体の関わり、権力の成立・維持・変動のメカニズムと意識構造、統合の意味・価値とその批判的分析（イデオロギー問題）、民主制の類型とそのアウトプット、リーダーシップと選択の可能性－を研究対象とする。
- 法学には、法や法律の理念の探求を行う「哲学的作業」と、法律が現実世界の適用に際しての社会的影響の考察や社会の実態の認識を行う「科学的作業」と、法律を実際に社会に相応しく実現するための「法律技術」（言葉と論理の技術）の3つの研究がある。
- 法学は、バランス感覚を重視する学問である。価値判断に当たって、具体的なものを一つの価値から全部を判断できることもあるが、抽象的な価値、一つの価値だけで判断するだけでは済まず、いくつかの価値をバランスさせることも必要となる。また、利益考量も必要となる。このため、様々な価値をバランスさせて、具体的な問題についての解決を図らなければならない。
そして、法律は、裁判において、紛争解決において、立法する場合において、様々な関係者を説得することが必要となる。この説得の必要性という観点から、説得力があり、バランス感覚のある人材を養成する必要性が出てくる。さらに、このためには、教師や学者自身が、このようなものを養うことが必要である。
- 法解釈学における「解釈」も、了解可能性を突き詰めたとしても、結局は価値の問題となり、経験的テストになじまないところが出てくるのではないか。

（「意図」を持った研究対象）

- 社会科学が研究の対象としている社会現象は、その構成主体である人間の意思によって、現象自体が変化するという性質を持っている（法則破り、予言の自己成就、アナウンス効果）。このため、人間の行動のみならず、行動の背後にある意思、価値判断等について研究の対象としなければならない。このような意味で、社会現象を取り扱う際には、自然現象を取り扱うよりも複雑な問題を抱えている。
- 社会科学の研究対象である社会現象と、自然科学の研究対象である自然現象との最大の違いは、当該現象の構成主体あるいは構成物の「意図的行動」によって現象のながれが変化するかどうかにある。
このため、社会科学では、構成主体の行動の相互作用に関する因果関係のみならず、行動の背後にある「意図」の形成に関する因果関係の解明が必要であり、それだけ複雑になる傾向にある。

(2) 研究方法

① 総論

(「意図」や「価値」に関する問題)

- (人文学及び)社会科学は、自然科学のように客観的な証拠に基づき、「真実」を明らかにすることに加え、説得的な論拠により「真実らしさ」を明らかにすることを目指すものである。一見、科学的に見える方法でも、どれだけ多くの人々が「真実らしい」と考えられるかという意味で、人々の意図や思想にも依拠していると言ってよい。
- 人間や社会の在り方を把握するためには、人間の意図や思想といった「価値」の問題を避けて通ることはできないことから、人文学及び社会科学の研究を進めるに当たっては、実証的な方法による「事実」への接近の努力とともに、研究者の見識や価値判断を前提とした「意味づけ」を行うことが不可欠である。

(アナリシスとシンセシス)

- 日本の人文学及び社会科学の将来を考えたときに一番大切なのは、社会科学や人文学が、最終的にはおそらくシンセシスの学問でなければならないことを踏まえる点にある。例えば、経済学は、工学技術的研究になるものと、経済政策や社会をよくするために、政府のあり方はどういうものかを考えるものと、両方やらなければならない。最近のジャーナル中心の研究水準の評価のあり方では、前者に比重がかかってしまう。そうなる、アナリシスができて、とことん細分化して、そこである一定の事実、論理を発見することはできる。しかし、実はシンセシスが一番大切なことであり、この観点から研究水準や研究の評価の問題を考えていくことが、一番大切なことではないか。
- 学問には、厳密性と適切さという本体が根本にあるので、厳密だけれども何もおもしろくないという話がたくさんある。厳密であるということと意味があるということは、相当異なる。社会科学、人文学は、特に意味があるということに社会が関心を持っているため、厳密であるというだけに終わってしまえば、知的作用の範囲を狭めかねない。論文では、どうしても狭い範囲で厳密なことを言うことに精力を100%つぎ込むので、人文・社会科学の在り方については少し幅があったほうが、人文学、社会科学の場合は長期的にはプラスに働くのではないか。

(人文的な方法と実証的な方法)

- 研究方法の観点から、(人文学及び)社会科学の特性を考えると、言葉による意味づけや解釈という研究者の見識や価値判断を前提とした人文的な方法と、人間の行動や社会現象などの外形的、客観的な測定を行う実証的な方法とが併存することになる。

- 人文的な方法とは、具体的には、
 - i) 主として自然言語により記述すること
 - ii) (外形的、客観的な事実を明らかにするのみならず) 解釈を通じた意味づけを「行うこと
 - iii) (研究対象に再現可能性がないという意味で) 非実験的な研究手法をとること
 等が挙げられる。

- 人文的な方法の一方で、(人文学及び) 社会科学においても、自然科学で用いられているような研究方法を活用する場合も多くなっている。具体的には、
 - i) 数理的研究方法
 - ii) 実験的方法
 - iii) フィールド研究
 - iv) 統計的方法
 等が挙げられる。

- 以上のように、(人文学及び) 社会科学においては、人文的な研究方法と実証的な研究方法とが併存しているが、このうち、実証的な研究方法を踏まえた研究については、研究の実施に当たり、統計的手法や社会調査など、経験的な妥当性を一定の証拠に基づき立証するタイプの研究方法を用いることから、政策や社会の要請に応えるタイプの研究を振興する施策を適用することが考えられる。

- 社会科学は人間の行動を扱う学問であり、自然科学的な研究方法をベースにできる部分が多いのではないかと。また、社会への直接的な影響力が大きいという特徴もある。

②人文的な方法：「実践の学」としての法学を例にして

(「学」としての法学)

- 法学は、「科学」ではないかもしれないが、「学」とであると言ってよい。

- 法学は、広い意味でとれば「社会科学」と言える。ただ、実証されたものとか、あるいは、1つの仮説から全て演繹的に説明できるものだけが「科学」とすれば、法学は「社会科学」とは言いにくいかもしれない。

サイエンスという言葉があるが、これは英語だと「自然科学」という意味になりがちだが、フランス語シアンスという「学」という意味になる。シアンスの中には哲学も入る位の広い意味で用いられる。このため、人文学も全部シアンスの中に入る。

(法学の分類)

- 法学は、その性質に応じて、基礎法学と実定法学とに分類できる。

（基礎法学）

- 基礎法学は、「科学としての法学」と「哲学としての法学」から成る。「科学としての法学」は、法社会学や比較法学等々である。法社会学は、社会において法がどのように生きているか、あるいは日本人の法意識は何であるかといったようなことを考察する。比較法学は、外国法あるいは日本法を含めて比較するものである。

「哲学としての法学」とは、いわゆる法哲学とか法理学と呼ばれるものであるが、これは、法概念、法思想、法価値論といったものを含んであり、これらの中で、特に価値論というのが法哲学の中で重要な部分となる。

（「実践」の学としての実定法学）

- 実定法学は、何らかの意味で「実践」の学問である。ここで言う「実践」とは、「紛争の解決」であり、裁判、行政、企業などの場における社会関係の形成に役立つという意味である。
- 実定法学においては、言語や論理を用いる技術が含まれる。ここが法学の特色である。法律の条文があれば、条文について、言葉を分析し、その意味を考え、それからいくつかの法律の条文の意味、全体の体系的関連を考えていく。このように、言葉から論理に至る体系がいわば、論理の技術である。

（「解釈」と「立法」）

- 実定法学は、人間と社会のほとんど全ての領域に関わるとともに、これらの領域において規範を定立するという営みを含むものである。具体的には、「立法」行為への関与や学説として提示される「法解釈」を通じて規範を定立している。
- 実定法学の二大機能である「解釈」と「立法」について、近年重要と考えられるのは、「立法」である。会社法の全面改正にせよ、刑事手続における裁判員制度の導入、あるいは被害者支援の立法など、明治以来100年、戦後60年を経過した、基本的な諸法について、かなり根本のレベルでの改正が行われている。このような大きな流れの中で、実定法学の「立法」への関与が課題となると考えられる。
- 「解釈」とは、抽象的な規範を基にして、具体的な規範を作ることである。「立法」とは、多かれ少なかれ、抽象的な規範を作ることである。法学は、ゾレンの部分、あるべきという部分を含むものであり、また含んでいなければ、少なくとも実定法学としての意味はない。学問の中で価値判断をしている。このため、学問ではないと言われることもある。

（相対化の視点）

- 日本法学は、各国の法と法律を相対化する視点を持っている。日本法学には、この視点が非常に強い。日本の法学者の場合、日本が無条件によいとか、自分のいっていることが絶対によいと言って頑張るといったことは一切しない。これは日本の法学のもつ

とも大きな特色であり、良い点ではないか。国際学会やシンポジウムなどの機会に、欧米の法学者を見ていても、自国の法律、法学を相対化する視点がない方が多い。

（基礎法学と実定法学のインテグレーションの重要性）

- 実定法学は、基礎法学の成果をインテグレートしたものであるべきであるという考え方が有力化しているのが最近の特色である。
- 基礎法学のバックアップなしには、よい実定法学もないし、よい実務もない。「深く、広く、遠くから」眺める多様な視点を持つことが重要である。このように、他の法律との関係、社会との関係などから色々と眺めてみるということ、視点の多様化ということが必要である。特に、日本では、歴史的、比較法的、社会学的研究が必要とされ、それ自身として盛んに行われている。インテグレーションはまだ十分にできていないが、その意欲は十分に見られる。

（法学における体系的研究の重要性）

- 法律家の養成という教育活動が法学者の仕事の非常に重要な部分になっている。狭い意味での判事、検事、弁護士というロイヤーばかりではなく、いわゆるプラクティシング・ロイヤーという何らかの意味で政策の策定や紛争解決に関係する人材の養成が必要になる。このため、法学には広い学問的視野が必要になる。
- 法学者には、教科書の執筆が非常に重要な仕事となる。我妻栄教授の言葉に「要するに学者というのは、自分は深い井戸をいくつか掘るけれども、しかし、よその泉から、あるいはよその井戸から流れてくるものを貯めておくのも必要である」とある。教科書の執筆は、個別の研究とは別に、「体系をつくる研究」の営みである。このように、「体系を作る研究」としての教科書の執筆とは、自分の研究成果だけではなく、他人の研究成果を上手く使いながら体系をつくるということの意味している。

（価値の間の「バランス感覚」と「説得性」の重要性）

- 法学は、バランス感覚を重視する学問である。価値判断に当たって、具体的なものを一つの価値からずっと全部で判断できてしまうこともあるが、抽象的な価値、一つの価値だけで判断するだけでは済まず、いくつかの価値というものをバランスさせるということも必要となる。利益考量も必要となる。このため、様々な価値をバランスさせて、具体的な問題についての解決を図らなければならない。

そして、具体的には、法律は、裁判において、紛争解決において、立法する場合において、様々な関係者を説得することが必要となる。その説得力の必要性という観点から、説得力があり、バランス感覚のある人材を養成するという必要性が出てくる。さらに、このためには、教師や学者自身が、このようなものを養うことが必要である。

- 法学において、これがいい悪いという価値判断は、極端に言えば、アリストテレスの時代から変わらないような問題である。しかし社会は変わっており、人の心も変わり、

あるいは場所によって変わっているということがある。このため、同じ問題を議論するのでも全くユニバーサルに議論すべき問題がでてくるが、これを解決するには、最終的には説得力が重要となる。

- 法学者は、社会においてどのような問題が本当に存在しているのかをつかまえる作業を行う。また、こういう解決をする、こういう立場に立てば、社会的にどういうリアクションが起こるか、一般の人はどう考えるのか、あるいは専門家、例えば裁判官はどう考えるのか、このような様々なリアクションを考えるという作業を行う。これらの作業は科学である。この他、できるだけ意見が収斂するためには一体何が必要なのかといった検討は、社会学的、心理学的な研究の対象であり、経済学的、政治学的に何が問題になっているのかなども研究の対象である。

このような、ある種の科学的なバックアップがなければ、立法にしてもなかなかできないし、本当に良い解釈はなかなかできない。

(政治学における例：政治的統合の理解)

- 政治学の研究方法として、政治的統合の「理解」がある。これは、政治的統合についての歴史的・思想的・制度的位置付けと批判的考察（政治史、政治理論、政治哲学）など、与えられた事実に対して意味づけを行うものである。

③実証的な方法

(意味解釈法、数理的演繹法、統計的帰納法)

- 研究の対象となるリアリティーの性質に応じて、意味解釈法、統計的帰納法、数理的演繹法という研究方法に関する3つの類型が存在しており、それぞれの方法が相互に補い合っ初めて、全体としてのリアリティーを明らかにすることができる。この意味で、人文学、社会科学、自然科学の3つの学問が補って、全体としてのリアリティーを把握することができる。
- 伝統的な学問観によれば、人文学及び社会科学の学問としての特性は、①（数学ではなく）自然言語により記述する学問であること、②（外形的、客観的な事実を明らかにするのみならず）解釈を通じた意味づけの学問であること、③（研究対象に再現可能性がないという意味での）非実験系の学問であることということになる。
- 伝統的な学問観の一方で、人文学及び社会科学においても、自然科学類似の研究方法を活用すべきという考え方がある。この観点からは、自然科学と人文学及び社会科学との差異は質的なものではなく、量的なものであり、人文学及び社会科学において、①計量的な手法、②実験的な手法、③フィールド研究等のいわゆる実証的なアプローチに基づいてなされるべきものと解される。

④意味解釈法

- 意味解釈法とは、リアリティーを把握するに際し、個別のそしてときには特殊な事例を

採りあげ、その意味解釈の本質認識に迫る方法である。

(政治学における例：記述的・歴史的分析、比較分析)

- 政治学には、記述的・歴史的分析があり、この手法により、政治過程を彩る主体とその影響力、権力の所在（政治過程論、政党論）を分析する。
- 記述や歴史分析は、ある種の因果性とでも言うべきものを掘り起こしていく作業として理解できる。過去の事象や、特定のアクターあるいは膨大なアクターがかかわるような事象について、どこまで科学的・厳密的に言えるかということについては課題が残るが、科学たり得ないということで、何らかの形で説明しようとする試みること自体をディスカレッジすべきではないだろう。その意味で、例えば特定のアクターをとってきて、それに即して、ある程度、そこがどういう形で、過程の中で影響力を行使していったのかというようなやり方をする場合もある。この場合、説得性がどの程度あるかにかかるともいえる。あくまで総体的な格好で分析の成果を評価する範囲をなかなか出られない領域ではないかと考える。
- 政治学では、お互いの政治体制の特徴を把握するために、諸外国との政治体制の比較を行うことがよくある（比較による分析）

⑤臨地研究（事例研究）

- 臨地研究は、生活現場における人間を対象とした研究であり、現場での観察及び取材を基本とする。
- 記述、解釈、価値判断というステップを踏む。
- ミクロ的な視点で個別の事例を参与観察し、全体の把握は、推論あるいは統計的方法など別の方法により行う。
- 個別事例の観察であることから、全体を把握するという観点からは、サンプル数についての量的な制約や、観察範囲の限界がある。

⑥統計的帰納法

- 統計的帰納法とは、体系的データを収集し、分析することにより、社会の具体的な状態や経験則を取り出すリアリティ認識の方法である。

社会調査データを集計したり、統計解析することにより、リアリティーを検証可能な者として捉える。データを図表に表したり、クロス表分析、相関分析、多変量解析などを行う計量分析がこの方法を代表する。

(政治学における例：統計的分析手法)

- 政治学の領域では、統計的分析手法を用いて、主に政治意識・投票行動の分析（政治意識論）を行う。

⑦数理的演繹法

- 仮説認識から数理（演繹）によって導かれた命題が経験をよく説明し、他の経験的事実によって反証されない限り受容される方法である。数理社会学や数理経済学の方法である。

⑧実験的な研究方法

(実験的な研究方法の意義と課題)

- 実験社会科学が最近の新しい流れとしてある。コンピュータ・サイエンスや計算機科学の飛躍的な発展を背景に、「実験」という問題意識を社会学者も改めてもつようになってきている。
- 社会科学は人間集団（社会）に関する科学であり、社会を実験の場とするということは、生身の人間を対象に実験を行うと言うことになる。このため、社会科学における実験的な研究方法に対する支援を行うに当たっては、倫理的な問題に留意する必要がある。
- 社会科学においても、実験的な手法はありうる。例えば、アメリカでは、犯罪学研究の一環として、刑務所における受刑者の処遇と釈放後の再犯率との関係などを調べるために、何年にもわたる実験的な研究が行われている。このような取組には、多大の研究費と大規模な研究体制の整備が必要であり、我が国において実施することはなかなか困難であろう。
- 社会科学は、社会の構成主体である人間や人間集団の「行動」のみならず、行動の背後にある「意図」（思想や価値の問題）について、その形成過程や、構成主体間の相互作用を明らかにするものである。しかし、倫理的な問題から社会の場において実験を行うことは困難であるし、仮にそのような問題をクリアしたとしても、諸条件をコントロールすることに自体が困難であり、このような意味で、実験によるデータ収集という研究方法がそもそも成り立ちにくい。
また、大量のサンプルデータがある場合でも、それは「意図」の部分はブラックボックスに入れた上での外形的類似性のあると思われるデータという程度の意味であり、自然科学で採られているような、諸条件をコントロールされた実験によるデータ収集とは基本的に異なっている。

(コンピュータシミュレーション)

- 「コンピュータシミュレーション」とは、対象となる手段や組織の構造や機能に関する操作的なモデルを作成し、それをコンピュータ上のプログラムなどの方法で動かし、その挙動を観察して解を導き出したり、特徴を知ったりしようとする一連の行為（思考実

験)である。

- 特に、社会科学の場合、コンピュータの中で、主体的な個人同士の相互作用が、組織などマクロ状態を変化させ、逆にマクロなレベルがミクロなレベルに影響を及ぼす現象をモデル化した「マルチエージェント・シミュレーション」(「人工社会」)による実験が、今後、重要な研究方法となる可能性がある。
- 行為主体と場についての単純な前提から出発して、複雑な相互作用がコンピュータの中で自律的に展開し、予想していなかった全体像が出現することがあり、このように、数理モデルとか調査データでは出てこなかったような、思いがけない結果が出てきた場合には、社会科学のブレークスルーをもたらすこともありうる。

(3) 研究成果

(研究成果の意味)

- 人文学であれ、社会科学であれ、エビデンスに基づいた研究が求められているが、人文学及び社会科学は、自然科学のように客観的な証拠に基づき「真実」を明らかにするのではなく、説得的な論拠により「真実らしさ」を明らかにすることを目指すものである。

説得的な論拠を構築するためには、①大量のデータを統計処理したり、少数事例について厚い記述を行うケース分析などの観察結果法、②数理モデルや概念モデルを用いる演繹論理法があるが、実際には、①と②の適切な組み合わせ、すなわち、少数のデータ、多様のケース、それらを繋ぐ論理により、総体として意味のある全体像を描き出すことになる。
- 社会科学においては、一見科学的に見える方法でも、結局は、その証拠の信頼性は、どれだけ多くの人がそれを真実らしいと考えてよいと納得するかに依存している。

(「教科書」の執筆の意味)

- 法学者には、教科書の執筆が非常に重要な仕事となる。我妻栄教授の言葉に「要するに学者というのは、自分は深い井戸をいくつか掘るけれども、しかし、よその泉から、あるいはよその井戸から流れてくるものを貯めておくのも必要である」とある。教科書の執筆は、個別の研究とは別に、「体系をつくる研究」の営みである。

教科書執筆のために割く時間というのは非常に大きく、また、授業の準備に割く時間も大変多い。これらには、「教育のための研究」という要素がある。

(「飛躍」の問題)

- 人々の主観に依拠せざるをえない社会科学においては、一見科学的に見える方法により集められたエビデンスをもってしても、現実の社会現象の理解には不十分であることがおおく、多くの研究者が、現実の解釈、現実への適用という「結論」の段階でジャンプ

をすることは避けられない。

- 研究方法の精密度に限界のある社会科学においては、一定の「ジャンプ」は必要である。ただし、「ジャンプ」の後の立言は、あくまで個人の解釈であることを明言する必要がある。なお、科学的に見える精密な方法を用いる研究者ほど、最後の「ジャンプ」が大きい傾向があるように思われる。

（「選択肢の一つ」という性質）

- （人文学及び）社会科学の研究成果を社会の側から見た場合、人間や社会のあり方に関する唯一の「真実」として社会に提示される場合もあるが、「選択肢の一つ」として提示される場合が比較的多い。

これは、（人文学や）社会科学の研究成果を活用するか否かの意思決定は、社会を構成する人々が行うものであり、人々は研究成果として示された人間や社会の在り方とは異なる選択をし、行動を採ることができるからである。

以上のように、（人文学及び）社会科学の研究成果を社会の側から見た場合、多様な論点や選択肢の提供といった形をとる場合があることから、特に、政策や社会の要請に応える研究の研究成果の社会への適用に当たっては、このことを考慮することも必要である。

（事実についての「説明」とその意味づけとしての「理解」）

- 研究成果は、「説明」と「理解」（「評価」を含む）を幅広く内包しており、「説明」や「理解」が政治に対する社会の見解の形成に一定の影響を与える。ジャーナリズムなどを通して取捨選択が行われる。その際、実践的なものを直接意図しないものでも、実践的帰結を伴うことがある。
- 例えば、族議員の研究があつて、「族議員」という言葉が出てくることになる。これは、政党、政治家と官僚制との関係についての実態の分析であるが、これは、ある種の社会が政治や官僚制を見る場合の見解を實際上、促進する、あるいはそれに刺激を与える。研究者が分析する結果は、反射的に社会の政治像その他にはね返ってきて、そしてそれが、社会の現実に対する意見形成に影響を及ぼしていくことが起こる。
- 実証的な説明として分析者が話をとめているつもりであっても、そのメッセージがだんだんと人々のopinionに影響し、人々の物の考え方等にも影響を及ぼすことになる。そこにジャーナリズムなどを通して取捨選択が行われる。媒介項としてのジャーナリズムという問題は政治学そのものではないが、政治学にとって重要な意味を持つ。ほかの領域にもあてはまるが、政治学の場合は、ジャーナリズムが、作用・反作用の媒介項として重要な意味を持つ。実践的なものを直接意図しなくとも、ある種の実践的な帰結を伴うことがあるということは認めなければならない。

(社会科学の研究成果)

- 社会科学の研究成果には、2つのタイプがある。第1は、特定の社会現象の論理の解明であり、第2は、広く社会現象を見るための概念枠組みの開発である。

(「学問」と「研究」)

- 「学者」と「研究者」は少し違う。あるいは、「学問」と「研究」というものも少し違う。研究というのは、本当に小さいことを研究する。学者というのはもう少し広くいろいろなものを見て、そして自分のやっていること、人のやっていることの全部の位置づけができる人のことである。コンステイテーションが分かることが「学問」である。

例えば、業績を出した人と、優秀な学者と呼ばれる人は、少しずれることがある。研究者として優れた論文を書いているが、学者として、全体として優秀な人として、ついていきたいという人では必ずしもないという場合がある。

例えば、教科書を執筆するということは、やはり学者でないと書けない。自分の研究したところだけ書けといわれれば、わずかしか書けない。教科書は、他の人が研究したところを上手く用いて全体を体系にする。しかも、わかりやすく書くということが必要である。これはある種の能力、努力が必要となる。法学の場合、特に今、「立法」との関係で、このような体系が立てられる学者が必要であり、体系的な学問が必要となっている。(再掲)

- 実際に日本の社会が必要としているのは、個別の研究が非常に盛んになることだけではなくて、個別研究を体系的に学問として仕立て上げるだけの力量を持った方がたくさん生まれてくるということが、実は要求されている。このような観点で、社会科学や人文学の振興を考える上で、非常に大切な問題になる。

(4) 研究評価

(アカデミズムによる評価と、社会的・歴史的评价)

- 「アカデミズム」による評価はかつてのようにイデオロギーに即して評価されることがなくなりつつあるので、信頼度が向上したと考えられる。また、社会的・歴史的评价については、社会を巻き込んだものとなるため、常に論争的でありうる。

(現状の「研究評価システム」の問題点)

- さまざまな学問分野を通じて、最近では、「標準的評価方法」というものが確立され過ぎた嫌いがある。社会科学の分野の色々な審査プロセスにおいて、海外のレフリースジャーナルでの評価を、大きな著作よりも高く評価する偏りが明らかに見られる。理科学系の大学の中には、本を1冊書くよりも、欧米のジャーナルにレフリースの論文を書くほうが、2倍・3倍の評価がされるという定量的仕組みがある。このような形で、国全体のさまざまな学問分野の評価を仮に始めてしまえば、人文学や社会科学は圧倒的に不利になる。レベルが低い自然科学者も多いにもかかわらず、評価方法が歪められて、

国全体の研究支援に関する配分が歪むことを強く危惧する。このため、人文・社会科学は総合の学問であることを強く意識すべき。

- 日本の大学の根本的な問題は、人を判断する評価基準について、評価を、厳密な点数制の範囲でのみ決められてしまっていて、点数制の範囲を超えた評価がされないという事実にある。ある研究者の論文は3本でも5本分ぐらいの価値があり、助教授に上げてみるといったことが、各大学でできているのか。その方法に自信がないために、点数制にして、ある人の研究水準が何点という言い方しかできないという現状があるのではないか。経営者として見た場合、本当に引き上げたい人と推薦で挙がってくる人が全然違うことがある。
- 研究の独創性は初めからわかるものではない。やってみてうまく出てくるかもしれないという性質のものである。課題を効率よく達成していくというやり方とは違う。どうなるかわからないが、おもしろそうなアイデアをサポートして、どれだけ育て上げるかというところが問題となる。だめもとでかけてみるという姿勢がないとできない。このため、独創的な種がどうすれば花開いていくかということを見抜く力が日本の学界にないといけない。どう育成するか、どう見きわめるかは難しいが、幾つかの研究について、どれぐらい独創性があるかという審査をする会議、独創性を見抜くような委員会があるというのではないか。現状の科学研究費の審査ではそこまでできていない。
- 深い分析の研究と、総合する学問の両方ができて、T字型でできる人が知の巨人であり、そういう人たちが10人くらい集まって議論して、若い人の研究のオリジナリティを評価するということがあってもいい。一人の先生が評価するのは、偏りがでるのでよくない。
- 人文・社会科学の場合は、研究者をかぎ分けているのは、おそらく出版社の編集者がかなりの役割を果たしている。この研究者はこの方向で行くとおもしろいものをまとめ上げて本にできるという勘が働く人が、日本の特に人文社会科学系の編集者には多い。アメリカでは編集者を集めて、これがいいかどうかというようにプロの研究者に配るシステムになっている。日本のシステムは、1つのやり方ではないか。広い視点から、この人物がやっている研究はどう位置づけられて、どうおもしろいかという評価が行われている。

編集者の見識に基づく優れた学術書籍がうまく刊行されるような、出版社の事業に出版助成金がつけられるようなシステムがうまく工夫できないか。
- 各研究者にアンケートをとって、その上でこの分野のトップ5はこの人だというのを、1年を出してみる。それで3年、5年と続けて、常にランキングに出てくる人は、その分野の知の巨人とみなしていい、という考え方もできる。みんなの感覚としてこの人はすぐれた研究をしている、すぐれた教科書を書いている、すぐれた人だというのを判断しないと、評価はできない。

（「学術誌」と「書籍」）

- 経済学における研究成果の発信の歴史を振り返ると、20世紀の中頃までは「書籍」、しかも「単著」が中心であったが、20世紀後半以降は（査読付きの）「学術誌」が中心となっている。

例えば、かつての大経済学者あるいは大経済学者たらしとする学者は、「経済学原理」とか「経済学原論」といった大きな著作を世に問うという形で研究成果を発表するのが、基本的な姿勢であった。ところが、20世紀の半ば頃から、新しい学説を発表する際には、大きな書物を書くという形ではなくて、専門の学術誌に論文を発表するという形で、自己の学説を提唱する方向に変化している。

- 分野によって研究成果の発表方法についての考え方はかなり異なっており、特に人文科学の場合では、「書籍」とりわけ「単著」というスタイルで研究成果が発表されることが多いものと考えられる。

（学術誌の「査読」の特性）

- いわゆる「ノーマルサイエンス」と言うべき、支配的な学説群から構成される現行「パラダイム」の下での個別研究の評価という観点からは、学術誌は適切に機能していると言えるが、「科学革命」のような、現在支配的な学説群に対して大きな変革を迫るようなタイプの研究の評価という観点からは、学術誌における「査読」には大きな限界があると言わざるをえない。これは、既存の「パラダイム」の下で研究を行っている学術誌のレフェリーとなっている研究者たちが保守的に振る舞うのが一般的なためだからである。

- 自然科学系の学術誌における「査読」においては、レフェリーの主張と異なる主張であることを理由に掲載を拒否することは、いわば「反則」であり、論理の一貫性の欠如や、論理の矛盾といった理由でなければ掲載を拒否する理由とはならない。人文・社会科学系の学術誌の「査読」の場合には、このような問題をどう扱うのか。掲載を拒否する理由の合理性を客観的に判断することが困難という問題があるのではないか。

- 人文・社会科学系の学術誌の場合、価値の相違や理論的立場の相違といった観点から、いわゆる「学派」ごとに学術誌が存在するという場面も見られる。このような場合には、同一分野であっても、学術誌毎に傾向が異なるということがあり得、ある学術誌に掲載が拒否された論文が、他の雑誌に掲載されるということが往々にして起こる。

例えば、経済学で、ゲームの理論が流行った時代において、歴史と伝統のある『エコノメトリカ』という数理系の経済学の学術誌で、一時「ゲーム理論」に関する論文でないと採択されないのではないかとされるような時期があった。その時期、新しく『ジャーナル・オブ・マテマティカル・エコノミクス』が発刊され、「ゲーム理論」に基づかない数理系の経済学の論文を引き受ける雑誌が創刊されたというようなエピソードもある。

(学術誌の「査読」の限界)

- 経済学の学術誌における査読については、課題があるのが現状である。アメリカの若手研究者が行った著名な経済学者へのアンケート調査によれば、いわゆる「大経済学者」であっても何度も学術誌への論文掲載を断られるという経験をしていることが明らかとなっている。

例えば、どの経済学の教科書にも記載される内容を含んだサミュエルソンの古典的な論文が何度も方々の学術誌で掲載を拒否されたり、今年度のノーベル経済学賞の受賞であるクルーグマンも投稿した論文のうち60%が不採択になっているという。多くのいわゆる「大経済学者」は学術誌の査読には課題があるというと考えているという結論を導いている。
- 真に創造的な研究は、国際的なジャーナルのレフェリー審査を通りにくいことがままある。レフェリー集団が、その時点の主流パラダイムに収まる研究を評価する可能性があるからである。特に、アメリカの国際ジャーナルには、そのような傾向が見られる。
- このため、人文学及び社会科学の場合、国際的なジャーナルでの発表をあまり過大に採りあげない方がよいのではないか。国・地域や文化の特殊性の影響がない自然科学の研究においては、国際的なジャーナルでの発表の意味があるが、国・地域、文化の特殊性の影響を受ける人文学及び社会科学系の研究においては、必ずしも向いていない。また、研究成果の発表形態として、短い量の論文ではなく、一定のまとまりのある書籍の方が適切なケースが多い。
- 国際的に通用する研究水準は学問によって随分違う。社会学は、国際ジャーナルで評価の高いジャーナルがない。例えば、アメリカの社会学会誌に、会員となる方も多いが、どのようにすれば掲載されるかという基準がはっきりしない。日本の社会学者で、例えば『アメリカン・ソシオロジカル・レビュー』に載ったのは過去二、三回ぐらい。実証研究は、数字やデータを使うから載りやすいはずだが、そのような状況にある。
- アメリカの後追いをしても、いつまでたっても後を追うだけである。日本の人文学、社会科学は書籍を中心にした評価を一番の基本に据えると言い切ってしまうのもいいのではないか。アメリカのジャーナルに出ることが、それがとても価値のあることだと思う必要はないのではないか。若いころにそういう経験をしたが、何度も投稿して落ちた論文が、今一番、自分の理論の中で世界で使われているものである。ジャーナル制度とオリジナリティとの矛盾は大きい。
- ジャーナル志向ではなくて著書志向でやるのがいいのではないか。ただ、グローバルスタンダードが社会学では査読付きのジャーナルという方向へ動いている状況にある。なぜそうでないといけないのか。世界の名著を見れば、近代社会学を立ち上げた人たちは、みんな著書で大きいスケールの仕事をしている。このクラスの仕事を今後日本がや

っていくという意気込みで、著書を書いていくぐらいの気持ちが必要ではないか。確かに、ノーマルサイエンスのものは、色んな人が論文を量産していくということがあるので、両方をどう案配するか、というあたりが重要となる。

（「書籍」の特性）

- 日本を代表する経済学者である森嶋通夫は、かつて、研究成果の発表について、「私は研究成果を雑誌論文ではなく単行本のかたちで公開するのを常としています。一現在の専門雑誌は細かい技巧を重視しすぎており、重要な発想は無視されがちである。技術的な論文なら、どんな些細なものでも、採用される機会がより大きいことは確かである」と述べており、学術誌の査読に対して批判的であった。
- 「書籍」の刊行には「査読」というシステムがない。原則、出版社の編集者が大体のレピュテーションを聞いていて、この人はなかなかよい研究者ではないか、という勘だけで動いている。「評価」というよりも、曖昧な「評判」に基づいて出版がなされているといった状況である。
- 「書籍」の場合、欧米のユニバーシティ・プレスが刊行するような場合には、非常に厳しい「査読」が存在する。これに対して著名な出版社であっても、大学との直接的な関係がないような出版社では、厳格な「査読」がなされているようなことはないと聞く。「書籍」の「査読」はよほど出版社がしっかりしていないと難しいのではないか。

（「学術誌」と若手研究者）

- 日本の社会学においても、（査読付きの）「学術誌」が普及して、査読付きではないものはあまり評価されなくなってきた。また、「学術誌」への採択が若い人の登竜門となっているケースもあり、若手研究者がデビューするために「学術誌」に投稿するという状況も見られる。
- アメリカの大学では、若手研究者がPh. D. 論文を書くと、指導教員は、概ねそれを3つぐらい内容を分けていろいろなジャーナルに送るようにサジェストする。Ph. D. 論文で3つ稼いだとか、2つしか稼げなかったというジョークがあるが、まずPh. D. 論文を書いて、その主要な部分を学術誌に発表するという形が多い。

日本の場合、博士論文には少なくとも2つぐらい学術誌にアクセプトされる程度の論文が含まれていることが、元気のいい分野の若手研究者たちの博士論文の評価基準となっている。このように、博士論文の審査も、学術誌を意識したものとなっている。

第3 (人文学及び) 社会科学の役割・機能

(1) 人文学及び社会科学に共通する役割・機能

- 人文学及び社会科学の振興の在り方や具体的な施策を検討するに当たり、人文学及び社会科学の果たす役割・機能の観点から、これを振興する意義を踏まえておくことが必要である。
- 人間の精神や社会の在り方を俯瞰する学問である人文学及び社会科学には、①英知の創造、②文化や価値の継承・交流、③社会的な課題の解決に向けた多様な知見の提供、④教育への貢献という役割・機能があると考えられる。このような意味で、人文学及び社会科学は、いわば人間の精神や社会の在り方を根本において規律するものであり、その振興は「文明社会の基盤」の整備と言いうるような公共的な意義を有している。
- 特に、近年、人間社会が直面する諸課題はますます複雑化、多様化しており、社会的な課題の解決に向けた人文学及び社会科学の多様な知見の活用という観点から、適切な振興方策の検討が喫緊の課題となっている。

①英知の創造

人文学や社会科学は、人間の経済行動や社会の構造・機能といった「事実」の問題のみならず、人間が生きる意味や社会のあるべき姿といった「価値」の問題も研究対象としており、このような意味で、技術的な「知識」の獲得に加え、人間性や道徳も含めた「英知」の創造という役割・機能がある。

②文化や価値の継承・交流

人文学や社会科学には、研究活動を通じて、人類が創出してきた「文学」や「思想」、「歴史」などの諸文化や、「自由」や「民主主義」などの諸価値を時代を超えて継承するとともに、時代や地域を異にして存在する文化や価値相互の交流を担う役割・機能がある。

③社会的な課題の解決に向けた多様な知見の提供

人文学や社会科学には、地球環境問題や貧困問題などのグローバルな課題や、少子・高齢化問題など我が国が直面する課題などについて、批判を含めた多様な知見を社会に提供するという役割・機能がある。多様な視点の提供に当たっては、学術的な知見の提供とともに、政策形成に直接的に寄与する観点に立った知見の提供という側面もある。

④教育への貢献

人文学や社会科学には、人間や社会の在り方に関する見識や判断力を育成するという観点から、次代の社会を構成する人間を育成するという役割・機能がある。

(2) 人文学の役割・機能

「審議経過の概要（その2）」において記述

- ・理論的統合
- ・「教養」の形成
- ・社会的貢献

(3) 社会科学の役割・機能

①実践の学

- 一般的に、人文学及び社会科学の研究者は社会との接点に関する認識が希薄ではないか。研究者自身の意識改革が必要と考えられる。
- 社会科学の役割・機能は、政府、企業、労働者、消費者など、社会に存在する人々や集団が、それぞれの行動をよりよいもとし、その結果、社会全体がよりよくなるための知識基盤を提供することである。
- 実験室で条件をコントロールできる自然科学の社会的役割が、客観的な予測の提示やこれを踏まえた自然の制御であるのに対して、社会科学の社会的役割は、政策の方向性などの選択肢の提示にある。意志決定は、研究者ではなく、あくまで人々が行う。
- 大学は、いわば日本最大のシンクタンクの役割を担っている。我が国の学術政策を考えるに当たっては、そうした観点から、長期的な視野に立ちつつも、政策や社会の要請に基づいた振興方策が必要と考えられる。
- 人文学や社会科学が学問として大事であることにとどまらず、世界に貢献しようということ積極的に打ち出していかなければならないと考える。
- 日本における政治学の伝統をみると、大学における政治学は明治20年代に始まる。一般的に、公法学から分立・独立してきたといわれる。東京大学における政治学第一講座は明治26年にできる。その後、第一講座、第二講座、第三講座と徐々に増えていくが、明治憲法の制定が契機となっている。これは、統治者がすでに決められた中で、どのように政治を行うかを検討する段階から、憲法が制定され、様々な人たちが政治に関与する仕組みができることが転機となっている。不十分であれ、議会がつくられ、選挙が行われ、様々な人達が政治に参加するということが、抽象的にいえば、政治参加主体の複数性、多元性が憲法的な枠組みとして出てくるのが政治学の誕生にとって重要となる。
- 西洋の政治学の原点となるギリシャ、ローマでは、まさに政治参加というものについて

て、様々な人たちが多数、複数参加する政治的な現実というものを背景にして産声を上げた。その意味で、日本においても、明治憲法の制定が新しい伝統の形成というものと表裏の関係にあった。

- 旧憲法下での政治学は実証的というより civic education 志向（選挙権の拡大問題など、制度的課題が山積）であった。新憲法の下、60年代から政治意識や政治行動の分析などの実証的な研究の定着が始まる。
- 政治学は、「説明」と「理解」（「評価」を含む）を通して政治に対する opinion を刺激し、その覚醒、革新を促す。
- 目の前にある現実について、事実としての認識にとどまらずに、どう考えるか、どのように意味づけるか、というようなことが出てくるといのが政治学である。このような点から免れようとしても免れられない。
- 政治学は、権力者やその関連のものを対象とする。また、ある意味で現在目の前で起きている現実をどう扱うかということがあるため、胆力と知力が要求される。

②「市民」の育成（シヴィック・エデュケーション）

- 大学経営の観点から見たとき、大学は研究と教育の両方を担う教育研究機関であり、この観点からすれば、大学には、優れた研究者とともに、優れた教育者が必要である。しかし、優れた研究者が、必ずしも優れた教育者であるというわけではない。大学全体を考えれば、優れた研究者だけに資源を集中していくのではなく、裾野を幅広く育成していくことも重要である。
- 社会科学は、明示的・暗黙的な市民教育という重要な役割をもつ。
- 政治がどのような仕組みで動くのかを学ぶことは、政治について考えるための手がかりを大学時代その他で受けるということが、将来何かの形で、ある種の知的体験として生きるということも考えられる。また、政治参加や、いろんな政治についての物の見方をどのような形で扱ったらいいのかということについては、1つの解があるわけではないが、繰り返し繰り返し政治学が取り上げてきた問題である。昔は統治者の教育論に専らエネルギーを使ってきたが、現代では、一般の政治参加者に対するある種の「education」を行うという役割を持っているのではないか。
- 日本の市民は、例えば政策についてのリテラシーが高くないのではないか。ポリシーリテラシーは1つの知的な作法だと思われるが、もしこれが低いということは、大きな問題だと思われる。

③「実務の専門家」の育成（プロフェッショナル・エデュケーション）

○ 「実学をきちんと行うこと」と「すぐに役に立つ実務知識を教えること」との間には大きな差がある。「実学」とは、現実に関わった学問、現実と深く関わろうとする学問であり、社会における大学の存在意義は、このような意味での「実学」を教育、研究面から担うことにある。単純な実務知識の切り売り機関ではないけない。

このため、高度専門職業人養成機能と研究者養成機能を分けない選択もありうる。

○ 既存の多くの専門職大学院において、その研究機能の強化は不可欠である。さもないと長期的には大学院として立ち枯れてしまう危険がある。

○ 医学部と大学病院との関係と同様、基礎研究を担う研究組織と応用研究（臨床研究）を担う研究組織は、同じ大学内にあった方がよい。

○ 専門職大学院については、単なる実務的な知識や資格試験のノウハウの伝授ではなく、しっかりとした教養を身につけさせることで、教養あるプロフェッショナルを育成していくことが求められる。

○ カウンセラーなどの専門職の要請を目的とする学部については、積極的に六年制化を行うなどにより、きめ細かな教育を行っていくことが必要ではないか。

○ 社会の需要に応えるタイプの職能教育大学と、小さくとも水準の高い研究を行う研究大学とに類型化していった方が、教育、研究ともによくなっていくという考え方もあるが、しっかりとした研究に裏付けられた職能教育が行われるべきという考え方もある。

○ とはいえ、大学院修了者を受入れる常勤の職（研究職以外の職も含む）は必ずしも多くないという現状もある。

○ 理系はマスターでしっかりカリキュラムをこなして企業へ就職するが、文系はマスターに入ったら学者になるという雰囲気はまだある。高度知識社会、知識産業の時代という状況においては、マスターまで、高度に専門的なノウハウを身につけていかないと社会で通用しない。企業に行くにしても、学問だけではいけないという状況がある。

マスターまでは授業を講義でしっかり行って、標準化された知識を各先生方が教えるべきではないか。ドクターへいけば、プロジェクト単位で仕事を一緒にするということがいいと思うが、この辺りの先生方の意識改革も必要かもしれない。

○ 社会学会、教育社会学と行動計量学会、3学会が一緒になって、社会調査士の資格認定機構というのをつくった。学部卒は普通の調査士になり、修士を出ると専門調査士になる。この仕組みがはじまって5年たつが、うまく成功しているようだ。若い人は資格は重要で役に立つと受け止めている。専門社会調査士は、学者用の資格で、研究者の水準に達していることを条件にして、必要なカリキュラムを組み、実習も行う仕組みにな

っているが、かなりの需要がある。標準化されたものを学習することに、今の大学院生に拒否感はないように感じる。このように「プロフェッショナル」というラベルをもらうような、資格を様々な形で設けていくことも一つの手段かもしれない。

- 図書館司書、言語聴覚士など、アメリカでは、色々なものが修士レベルでの資格である。世界的にもそうになっている。
- 修士、博士まで行った人でも、ほとんどが大学から離れ、社会の構成員の1人となるということを考えれば、大学院でも、社会の人を育てる視点が必要ではないか。
- 法律家の養成という教育活動が法学者の仕事の非常に重要な部分になっている。狭い意味での判事、検事、弁護士というロイヤーばかりではなく、いわゆるプラクティシング・ロイヤーという何らかの意味で政策の策定や紛争解決に関係する人材の養成が必要になる。このため、法学には広い学問的視野が必要になる。
- 政治学は、高度な「専門人」（政策担当者、ジャーナリスト、政治家など）の育成に関与（*prudentia civilis*の充実）する。
- 非常に包括的、客観的な知識を、現場にただ適用するというような、または非常に機械的なイメージで適用するというような、いわゆるテクニカルなエキスパートという形での専門人は、人文・社会科学系の学問の領域のイメージとはそぐわない。いわゆる専門人は、学問の都合によって現実を切り分けて、ある種の問題設定を前提とした上で、こういうことをやればいいということや、こういうことをすべきであるということをするものと思われる。
- しかし、人文社会科学系の学問領域は、政治の世界を含めて、人間の行動や行為について、問題設定そのものが一義的に与えられるものでもなく、目的が一義的に与えられているものでもなく、それ自体をめぐって、思考が繰り返されている領域であり、人文・社会科学系の学問領域を扱う専門人は、何か特定の大学で習うような理論を身につけていけば処理できる世界とは違う世界に置かれている。
- 政治家は、問題を整理したり、問題を立て直したりしながら事を処理していくということを行っている。このような知の営みについて、特に科学という概念を非常に狭く解しますと、こういう人たちに対するリスクは全く発生しない可能性があることを一番恐れている。知の働きというものの多元性については寛容であるべきだと考えている。
- *prudentia civilis*が重要となる。政治学は、*opinion*と*judgment*により問題の処理を図っていくという世界を研究対象としているために、何か1つの真理があるからこうなるという世界とは、構造や骨組みが違う世界であるため、それでもなお専門人というのがいかにして可能かということをしつかりと考えておかなければならない。

- 例えばジャーナリズムの問題1つとっても、ジャーナリズムがどのようなクオリティにあるかということは政治にとっては非常に重要なことになる。ジャーナリズムは適当にしておけばいいと言っているだけでは済まない問題であり、これをどのような格好で、プロフェッショナルなコードを持って、プロフェッショナルなスキルを持って、それからある種のプロフェッショナルとしての自制心とパースペクティブを持って活動するかというようなことは、大変大事なことである。

ジャーナリストの側においても、何をどう扱えばよいかについての、独自のノウハウがあるわけではないと思われるが、彼らがいなくていいというわけにいかない。こうした観点から、少し幅を広くとった専門人の育成ということで政治学の位置づけを考えていく必要があるのではないか。

- 政治学の大学院ということについて、ジャーナリズムと政治家をどういうふうに組み合わせるかということが実践的には非常に大きなテーマとしてある。

政治現象の実証研究をやりたい人だけで大学院をつくるのが果たしていいのか問題がある。例えば初当選した国会議員に2週間ぐらい大学院に入ってもらい、例えば、自分は何者であるかについて考察する、というような場を設けるということが考えられる。実際に、アメリカのハーバード大学のケネディースクールではこのようなことが行われており、初当選した人をインバイトするプログラムがある。

- 政治学や公共政策などがこのような役割を担う場合、大学院で実際に提供するプログラムにおいては、様々な政策の領域から、A論があればB論も必ずあるという形にして、議論が行われるようにする必要がある。非常にわかりやすい話、あるいは気に入る話だけしか出てこないということになると問題がある。意見のバランスのとれた人材の供給という目的、そして高度に専門的な人材の供給という目的、ジャーナリズムにおける専門人の育成という観点から、この問題は考えていく価値はある。

第4 (人文学及び) 社会科学の振興の方向性

(基本的な考え方)

- (人文学及び) 社会科学の振興方策の検討に当たっては、主として研究方法(人文的方法、実証的方法)を中心とした学問的特性を踏まえ、振興方策の検討に必要な視点を確立することが必要である。
- 科学研究費補助金のように、(人文学及び) 社会科学研究全体を底上げ的に支援していく施策のみならず、一定のメルクマールを示した上で、特定の研究を伸張していくような施策も必要ではないか。
- (人文学及び) 社会科学全体の底上げ的な振興を図るべきという考え方と、政策や社会の要請に応えるような研究など、一定の基準の下で、特定の分野を対象にメリハリのある資源配分を行っていくという考え方がある。
- 研究成果を翻訳する人がいない、研究成果が上手に伝えられることがないということが、最終的に政治や政策に帰ってくることになる。これは、学問領域を超えて考慮すべきテーマではないか。

(1) 共同研究の推進(「他者」との「対話」の観点から)

「審議経過の概要(その2)」において記述

- ・ 国際共同研究
- ・ 異分野との共同研究
- ・ 「日本研究」の特殊な位置

(共同研究推進の必要性)

- 人文学及び社会科学は、研究者個人の価値観を踏まえた研究活動という性質上、個人研究が中心となるが、今後、プロジェクト研究や共同研究を推進していくことも必要ではないか。
- 共同研究やネットワーク型の研究の意義は誰もが認めるところであるが、実際に実をあげることは難しい。拠点ごとのテーマ分担は容易だが、実際の研究活動が共同で行われ、それぞれが独立した研究活動では選れないような効果が得られるのが理想的な形である。
- 共同研究は、バランス感覚を養うのに有益である。法学の裾野のレベルアップという点からも、相互の討論の機会を多く持つことが非常に重要である。

(共同研究のスタイル)

- 研究テーマ応じて、確固とした研究拠点を設けた方がよい場合と、ネットワーク型の研究形態で実施した方がよい場合がある。広く需要があり、研究に興味を有する者が分散している研究テーマであれば、ネットワーク型の研究にも必然性がある。
- 競争的研究資金などによる個別研究に対する研究費支援とは別に、中・長期的な観点から、優れた研究拠点を整備していくことが必要ではないか。
人文学及び社会科学は、学術研究、政策目的型研究を問わず、中・長期的な観点から研究を実施していくことが必要であり、真に優れた研究を行うためには、恒常的な研究拠点を整備していかなければならない。
- 法学の場合、これまで、一つのテーマに集中して共同研究を行うということが比較的少なかった。しかし、最近では、環境問題にしても、代理出産に伴う親子の問題にしても、金融、サブプライム問題といったように、法学に関係する様々な問題がたくさんあり、他の分野の研究者も含めた共同研究を行うべきテーマが増えている。
- 法学の場合であれば、比較法研究所あるいはセンターの設立が必要と考える。現在、各大学に比較法の研究所があるが、散在しており、相互の連絡、情報交換が不十分である。何よりも予算や人的資源が少ないために、資料の重複、逆に欠けるといったようなことがあり、不経済である。また、外国法の翻訳、法律関係の通訳が十分ではないため、法整備支援活動への参加や、国際学会等出席のために、優れた学者が雑用に追われるような事態になっている。データベースやネットワークを作っていくことが必要である。
- 日本の政治についてのデータの収集のための体制整備や、政策研究のための環境整備、政策研究に必要となる「公文書」を残していくような仕組みの構築など、研究体制を整えていくことが必要。
- 現在、我々の世代ではとても想像つかなかったようなことを研究している若い人たちはたくさん出てきている。何か起こったときにこういう人がいるということがわかるということは、社会の大きなデータベースにたとえることもできる。こうした人たちへのサポートは、人材の有効活用の面からも非常に大事なことではないか。

(2)「政策や社会の要請に応える研究」の推進(「関係性」の解明を通じた社会の形成の観点から)

①(人文学及び)社会科学における政策や社会の要請に応える研究の可能性

- 今日、政策や社会の要請に応える研究の重要性が高まっている。現在、自然科学分野の研究については、学術研究を支援するための施策とともに、政策や社会の要請に応える研究の推進施策の2つの施策体系の下で振興が図られている。これに対して、(人文学及び)社会科学においては、政策や社会の要請に応える研究の推進施策は限定的にしか行

われていない。

- 「政策や社会の要請に応える研究」は、「学術研究」や「基礎研究」に対して「臨床研究」と言っているものである。ここで「臨床研究」は、純粋な学問的動機というよりも、現在の社会に存在する価値観を前提に行われるタイプの研究と言っているものであり、人文学及び社会科学において、このようなタイプの研究を進めていくことが必要である。
- 政策や社会の要請に応える研究の推進に当たっては、研究プロセスの中で経験的な妥当性を一定の証拠に基づき立証していくことが要請され、このような意味で、実証的な研究方法が不可欠と言ってよい。したがって、実証的な研究方法を踏まえた（人文学及び）社会科学の研究については、政策や社会の要請に応えるタイプの研究を振興する施策を適用することが考えられる。
- その際、自然科学分野では、政策課題対応型の研究開発の推進に当たっては、国が中長期的観点から戦略的活重点的に支援する分野を定め、優先的に研究資金を配分する施策や、産学官による共同研究推進や人材育成の観点から研究拠点を儲け支援する施策を講じることが一般的であることから、政策や社会の要請に応える人文学及び社会科学の振興に当たっても、以下のような方策が有効と考えられる。

②「国が定める研究目標等の下で、優れた研究を競争的に採択、実施する研究プログラム」

- 国が政策や社会の要請を踏まえ取り組むべき課題を明らかにし、その解決に向けて、優先的、戦略的に支援すべき研究の目標、研究領域・プロジェクト等を設定し、その実施に当たっては、公募により具体的な研究課題を募り、競争的に研究資金を配分する。また、学際的、融合的取り組みを促すような制度とする。

（取り組むべき政策的、社会的課題について）

- 今日、人文学及び社会科学の知見を活用して取り組むことが期待されている政策的、社会的課題としては、以下のような地球環境問題や貧困問題などの近未来における全地球的な課題の解決や、少子・高齢化問題などの近未来において我が国が直面する課題が考えられる。

【近未来における全地球的な課題の例】

- ・ 貧困問題－経済成長で解決できるのか－
- ・ エネルギー問題－脱炭素化社会に向けての何ができるのか－
- ・ 人口問題－開発途上国の都市問題にどのように対応するか－
- ・ 環境保全と経済成長－持続可能な経済は実現可能か－
- ・ 価値観の異なる文明の共存－市場のメカニズムは価値観の相違を調整できるか－

【近未来において我が国が直面する課題の例】

- ・ 少子・高齢化を前提とした我が国社会の在り方

- ・生活の質の向上－ワークライフバランス－
- ・東アジアの環境問題の具体的解決－中国の環境問題への解決枠組みの構築－
- ・我が国経済の成長制約条件の解明と打破
 - －労働力人口の減少への対応としての技術革新への環境整備－
- ・科学技術の成果を社会に適用する場合の倫理や合意形成等の問題

(審査体制等)

- 課題審査、研究進捗管理に当たっては、学際的・融合的取組みによる政策的・社会的課題の解決という施策の目標が十分に達成されるよう、例えば、当該社会的課題に関係する社会の多様な関係者の参加を得た審査方法や領域・プロジェクトマネジメントの構築を検討することが必要である。

(研究方法)

- (人文学及び)社会科学分野の研究を「政策や社会の要請に応える研究」として実施するに当たっては、個々の事例が抱える具体的な課題の解決を主たる関心とした研究となることから、社会調査や統計的な手法など実証的な方法による事実への接近の努力が不可欠であり、このような実証的な方法と研究者の見識や価値判断を通じた意味づけとの適切なバランスが確保された研究が行われることが重要である。

(研究成果の社会への発信や実装を行うための工夫)

- 自然科学分野においては、産学官連携や技術移転など、研究成果を社会に発信、還元するというメカニズムと一体となって、振興のための諸制度が設計されている場合が多く、(人文学及び)社会科学においても、そのような視点を取り入れることが重要である。
- 以上の観点から、文部科学省では、平成20年度より「近未来の課題解決を目指した実証的社会科学研究推進事業」を開始している。今後、研究領域の積極的な展開を図ることなどにより、事業の拡充を図ることが必要である。

③地域研究の推進

- 全体としてエリアスタディーズの質を上げることが重要である。各分野の専門家が利用できるようにするためには、一定の投資をして、ある程度の水準、ある程度の成果を出すことができる支援体制をつくっておくことが大切である。エリアスタディーズは、国の政策や各専門の研究者にとって、非常に大事な一種のインフラである。そういう意味でベーシックなものとして、しっかりと推進するという意識をもう少し持つべきではないか。

このインフラが非常に脆弱化しているということになれば、結果として関心をもった研究者が全てやらなくてはならないということになる。これはシステムとして1つ大きな問題点がある。このため、エリアスタディーズの専門家を、領域的に多くの人が必要としても研究すると限らない領域の研究者を含めて、どのようにして確保しておくかというこ

とは、ある程度公的な施策を含めて考えることが必要ではないか。

日本の外交だけではなくて、日本の将来にとって必要な知的インフラであるという形で、政治学と横並びで議論するだけではない観点を入れることが必要ではないか。

④国際的諸課題の解決にむけた政策研究の推進

- 近年は、外交面における国連によるPKO活動の重要性がでてきていること、あるいは金融危機における経済政策についての先進諸国で共同歩調をとった政策決定が起きるなど、グローバル化の中で、日本の経験を生かしながら、日本の政策の普遍性を世界的にも訴えることが可能である。このような状況において、日本の政策の理論的な裏づけを行うことが求められているのではないか。また、日本の実際の政治の今後の方向性や在り方、ヨーロッパがEUを使っているように、いずれ日本もAUというアジアのユニオンをつくっていく可能性がないわけではなく、このような政策の方向性についての研究は、日本の政治の将来を見通す場合に必要ではないかというように具体的な課題になる。

⑤拠点を形成して行う研究の推進

- 政策や社会の要請に応じて行う研究の推進に当たっては、当該研究分野の特性や研究リソースの分散状況等によって、多様なセクターの研究機関・研究者の参加による共同研究、柔軟な組織運営の下での研究の推進、若手人材養成等を効果的に行うため、時限的に拠点を形成して行うことも効果的である。その際、物理的に機能を集中させる場合（センター方式）とネットワークを効果的に構築させる場合（バーチャル・リサーチセンター方式）が考えられる。

⑥実務知との連携

（専門職大学院における研究）

- 社会科学分野においては、高度の専門性を有する職業人を育成する観点から、専門職大学院が多数設置される傾向にある。法学や経済学、経営学、会計学など、高度な実務知との連携が必要な分野を中心に、専門職大学院における研究をどのように考えるか研究が必要である。

（社会の要請に応える学を掲げた学部等）

- 近年、多様な学部、学科及び専攻の設置が進んでいる。その中には、「観光学」、「子ども学」等の実務人材の養成を前提とした実学思考の社会の要請に応える学を掲げているものが見られる。今後、このような社会の要請に応える学の確立、発展に向けた取組について検討が必要である。

（3）研究体制や研究基盤の整備

- アメリカ以外にも、ロシアは非常に大部な政治年鑑を各国、全部の国について色々と調査して作成している。大量のデータ収集というのを体系的に行っていく姿勢が地球的に見て強くなってきている。韓国でも統計データ・医療データ、世論データなど大量の

データを集めている。共同研究をもっと大量に、網羅的に、体系的にやる必要がある。

- ある種のポリシー・リテラシーをcivic educationの1つの大きなテーマとして掲げ、政策やその実態がどうなっているのかを日常的に国民がケアする環境をつくるという方向性を出せば説得的な説明になるのではないか。国民ができるだけ客観的に物事をとらえることのできる基盤を提供するという方向性で、政策研究の環境整備をしていくことは、社会科学の1つの大きな課題にするのが重要ではないか。

①国公立大学等を通じた共同研究体制等の推進

- 人文学及び社会科学の分野では、研究者は国立大学のみならず、私立大学等に数多く在籍しており、また少数の研究者が多数の大学に散在していること、さらに、研究に必要な学術資料等も国公立大学に広く散在していることが特徴である。
- 自然科学分野では、大型プロジェクトの総合的推進、先端研究施設の共同利用促進等の観点から、多数の共同研究拠点が整備されているが、人文学等が置かれた物理的条件と今日状況等を踏まえれば、国立大学、公立大学、私立大学等を通じた共同研究の促進及び研究者ネットワークの構築、並びに学術資料等の共同利用促進等など、研究体制や研究基盤整備を抜本的に強化することが必要である。さらに、このような取組は、若手人材の養成、国際共同研究の観点からも有益である。
- 以上の趣旨を踏まえ、平成20年度から、人文学及び社会科学分野における共同研究拠点の整備を私立大学等にも拡大することを目的とした「人文学及び社会科学における共同研究拠点の整備の推進事業」（文部科学省事業）が開始されたところである。
- 今後とも、共同利用・共同研究の組織整備を強化する中で、研究者ネットワークの構築、学術資料等の共同利用促進等による私立大学等も含めた共同研究を一層促進し、人文学及び社会科学の新たな研究体制の構築を目指すことが重要である。
- なお、国公立大学等を通じた共同研究拠点の整備に当たっては、研究者のネットワークを構築する観点からの取組と、学術資料等を中核とする研究拠点を確立する観点からの取組の両側面への配慮を行うことが必要である。その際、調査データや資料等の集積がある大学や、規模は小さくとも特色ある研究が実施されている大学等をハブ機関とするなど、多様な視点から研究の拠点を育成していくという視点が重要である。

②学術資料・調査データ等のデータベース化、アーカイブ化の促進

- 人文学及び社会科学に必要な研究基盤整備の観点から、貴重資料の体系的収集、保存、データベース化、内外研究者による利用体制等の整備が必要である。その際、最新のIT技術を活用した電子アーカイブ化や効率的な検索システムの構築等も重要である。

③実証的な研究方法を用いる研究に対する支援

- 資源配分を行うべき特定の分野を選出する基準としては、政策や社会の要請に応えるという基準とともに、計量的な手法、社会調査、フィールド調査など、研究方法に着目した基準（実証的な研究であるか）が考えられる。この基準においては、実証性を担保するための研究インフラ整備という観点から、支援が行われることとなる。
- 社会科学の研究には大型の研究費は必要ないというのは誤解である。大規模な社会調査や長期にわたるフィールドワークといった実証的な研究方法を駆使した研究には、相応の研究費と研究体制が必要なのであり、社会科学の発展のためには、これらの研究活動に対する支援が不可欠である。
- 近年、社会科学の研究においても、実験的な方法を用いるケースも見られ、こういった新しい研究方法を用いる研究に対して、これらを特に支援していくといった姿勢も期待される。

（４）（人文学及び）社会科学を担う「学者」の養成

- 研究者の専門化は必要であるが、一人の研究者が政治学の中でいろいろな領域にチャレンジすることが大切（従来、細分化し過ぎ）、そのためには、サバティカル制度のようなものを幅広く定着させるべき。大学の関係者はますます忙しくなっている。人文学・社会科学の領域では、こういった制度をきっちり入れて、時間がとれるようにすることが重要ではないか。それをサポートする制度を何らかの形で文部科学省が行うことができれば、いいことではないか。
- 知の巨人がその分野の全体の領域を俯瞰するという事は、全体を見通せる力を持った方である1点で研究を深くやった人が、経験をベースにして全体を見る能力をつけているというものではないか。1回深いところまで入っているから、そういう観点から全体を見渡すということができる。この点については、教科書、教養書でも、何か標準化されたテキストが書かれるということが必要ではないか。これが幾つかの分野で集まれば、知の総合のための材料になるのではないか。
- 全員が「学者」になることは必要ない。分析と総合の両方できる方が頑張ってやっていただくという方向しかないのではないかと思う。例えば経済学だとサミュエルソンがいて、ノーベル賞級の仕事をし、『サムエルソン経済学』というテキストを書いた。半世紀以上にわたって標準知識として使われて、今でもまだ健在なテキストになっている。こういうのを書かれるという、それが知の巨人だと思う。本当に深く、どこまでもきわめて、かつ全体を見渡せるという研究者のことである。

(博士課程教育における課題)

- アメリカの場合、カリキュラムはかなり標準化している。このため、博士課程のコースワークはかなり幅広く設定されており、具体的には、経済史が専門であっても、理論経済学を履修しなければならない。また、逆に、ゲーム理論や計量経済が専門であっても、アメリカ経済史などを履修しなければならない。このため、直接の専門ではない分野についても何かしら質問ができ、コメントが可能な人材が養成されている。このような能力は、博士課程におけるコースワークと密接に結びついている。
- アメリカの博士課程を見ると、日本の方が早い段階から専門分化して、経済史の人は経済史だけ、理論の人は理論だけということになっている。アメリカで教育を受けた経済学者の話を見ると、基礎的な訓練がかなり広くできていることを痛感する。アメリカの大学院は早くから分化しておらず、基礎科目を全部履修した上で、学位論文作成の段階で初めてテーマが決まるという状況になっている。
- 日本の場合は、最近変わりつつあるが、博士課程におけるコースワークの集中度がかなり甘く、論文の作成にたいへんな労力がかかるカリキュラムとなっている場合が多い。このように、博士課程のカリキュラムが、学位論文中心の仕組みになっており、標準化されたコースワークが確立されておらず、指導教員の間での採点基準のコーディネートもできていない現状において、中途半端に「ジャーナル主義」の業績評価が導入されると、結局、日本の経済学が中途半端なものに終わる可能性がある。
- このような日本の経済学の現状において、ジャーナル主義が導入されると、細分化が加速化していく。この結果、従来、おそらく日本の経済学の強みであったであろう「歴史観のある経済学」から遠ざかり、「工学、数学としての経済学」へと変容していくことが予想される。
- 理系の大学は、マスターは講義中心に授業ができているが、文系は30数年前から授業で相変わらずゼミを行っている。研究室でのゼミは指導のためにいいが、普段の授業で、自分が関心のある本を輪読して解釈をするということは、授業とは言わないのではないか。このために、標準化したベースができない。個人個人が違う方向を向いて、その中からだれかが出てくるのを待つような研究者養成になっていることを心配する。
- カリキュラムについて見ると、修士・博士において、人文学にはステップというのがない。例えば文学であれば、筆で書かれた未活字のものを読み、みんなで協力しながら、それを解説していく。このような基礎知識を個人個人が持っていくという一つの方法にも、違う利点がある。世界的な共通レベルの基準をたてて、標準知識を押さえて次のステップへ行くということではなく、これまでは、大体学部で基礎知識はできたので、後は個別に研究を進めていくということで行ってきた。しかし、人文・社会科学においても、いかに水準を保っていくのか、次のステップに上がっていくためのカリキュラムをどうするかということを考えることが必要になっているのではないか。

- 大学院というところに学生が魅力を感じるようにならないと、学問の裾野も広がらないのではないか。

(若手研究者養成システムの課題)

- 研究者養成の仕組みについて、アメリカと比較して日本の問題は、日本の大学がいまだに年功序列であるということにある。アメリカの場合には行き過ぎという面もあるが、個々の研究者の業績を考慮して待遇を決めるという雇用慣行という社会的背景がある。
ノーベル賞を受賞したアメリカの経済学者が来日した際に、日本の年功序列の給与体系や待遇を説明したところ、不思議がられた経験がある。
- 学問の国際化という観点から見て、日本の経済学は日本の人文・社会科学の中で最も先行していると思われる。しかし、アメリカに残っている日本人研究者は、今も最前線で活躍しているという印象がある一方、日本に戻ってきた日本人研究者の中にはそのようなエネルギーが若干落ちた方が多いのではないかと印象がある。
- 西洋史の分野では、ここ5、6年、30歳前後の若手研究者の国際化が非常に進んだという印象を持つ。ヨーロッパで博士号を取って、向こうで本を出版する。そのような若手研究者が非常に増えている。日本の研究者養成システムでは頑張っても国際的に競争できるような人材にはなかなか育たない。このため、システムがしっかりしている、アメリカを中心とした大学院で教育を受けて博士号を取得するよう指導している。我々のかつての感覚とは違う世代が歴史学の分野でも生まれてきているという状況にある。
- 東京大学でもう70年くらい続いている「判例研究会」という、最高裁判例の研究会がある。この研究会では、一つの判例を一人の研究者が担当し、参加した個人が持ち寄った研究成果をぶつけ合い、研究成果について集団の中で討論を行う。このような討論を通じて、研究成果がリファインされるとともに、研究者自身がたいへん丁寧な議論ができるようになる。また、説得力のある議論ができるようになる。
- 法制審議会の作業部会などで、知力、労力を集めた作業が行われているが、特に条約の批准を受けた国内法整備の観点からの立法作業が遅いという感じが否めない。アグレッシブなリーガリズム人材の不足という問題があるのではないかと。
- 新しい問題に適切に対処するためには、道具を磨き、道具を多様にして持っていることが必要である。新しい立法、新しい解釈のためにも、自分の道具を多様にもっておくことが重要である。このためには、基礎的な訓練が必要であり、若い研究者には、個別的問題の研究と、そうでないもの（幅の広い総合的な研究）の両方を組み合わせることが必要である。
- 35歳以下の若手が、ある分野から出たら、必ず1回は研究資金を与えるというシス

テムを確立することが重要ではないか。

- 若手への支援の状況については分析する必要があると思うが、いずれにせよ、研究基盤経費の充実は、人文社会系において一番重要であると思う。
- 学部の段階で上の人を見ているので、マスターやドクターに行ってももう就職できないのがわかっているため、優秀な人は出ていく。この悪循環になると、また研究水準のレベルが落ちてくる。悪循環の体系になりつつあるという危惧をしている。

（価値の間のバランス感覚）

- 法学は、バランス感覚を重視する学問である。価値判断に当たって、具体的なものを一つの価値からずっと全部で判断できてしまうこともあるが、抽象的な価値、一つの価値だけで判断するだけでは済まず、いくつかの価値というものをバランスさせるということも必要となる。利益考量も必要となる。このため、様々な価値をバランスさせて、具体的な問題についての解決を図らなければならない。
そして、具体的には、法律は、裁判において、紛争解決において、立法する場合において、様々な関係者を説得することが必要となる。その説得力の必要性という観点から、説得力があり、バランス感覚のある人材を養成するという必要性が出てくる。さらに、このためには、教師や学者自身が、このようなものを養うことが必要である。

（５）研究成果の発信（社会との関係を含む）

（学界への発信）

- 学協会誌の電子ジャーナル化等による即時性の高い研究成果の内外への成果の発信を進めることについて検討が必要である。

（「実務知」との関係）

- 経済学の振興のためには、経済社会との関係や交流を持ち、また、その先には政策提言というものも視野に入ってくる必要があるのではないか。具体的には、理論的な研究であっても、それが世界経済の成長に貢献する見通しを持つことや、政策担当能力を有する研究者が、実際に閣僚として政策を実行できるような政策担当能力を有する研究者を養成するといった、アメリカのような取組が必要なのではないか。このような取組を通じて、学問としての経済学も活性化するとともに、現実経済の発展にも貢献するというように、学問と社会との良好な関係が構築されるのではないか。
- 社会科学の場合には、研究者の養成を単に大学内の問題としてとらえるのではなく、研究者が官庁や大学以外の組織、機関などで研鑽を積むことや、逆に官庁や企業人などの経済社会の現場の人々が大学に入ってくるといった、実践や実務との連携といった観点から人的な交流が重要であると考えられる。
- 特に、政策や社会の要請に応えるような研究については、提言の受け手である社会の多様な関与者の参画を得た課題の評価の在り方、成果を議論する適切な場（シンポジウ

ム、フォーラム等)、成果を実社会へ実装する仕組み委や研究者の参加の在り方等について検討が必要である。

- 国際的には、実は日本法、特に日本法学の成果を海外に向けて発信することが要請されている。海外から、具体的な法律をつくる手伝いをしてほしい、あるいは法律家を養成する手伝いをしてほしいという要請が盛んである。具体的には、法整備支援事業である。その際、欧米のように自国の法を一方向的に押しつけるというのではなく、日本のように、自国の法を相対化する視点を持った上で相手国の支援することが重要なのである。

(実務家の養成)

- 法律家の養成という教育活動が法学者の仕事の非常に重要な部分になっている。狭い意味での判事、検事、弁護士というロイヤーばかりではなく、いわゆるプラクティシング・ロイヤーという何らかの意味で政策の策定や紛争解決に関係する人材の養成が必要になる。このため、法学には広い学問的視野が必要になる。

(優れた研究成果の海外発信)

- 海外のジャーナルの掲載を目指すよりも、日本で英文ジャーナルをつくって、それが国際的な評価を認めさせるような影響力を持つように努力することではないか。
- 日本の学術研究の優れた成果を世界で利用可能なものとするのが重要である。日本語で書かれた研究成果の中で質の高いものを体系的に翻訳して、出版するといった取組や、そのための組織整備や人材育成等について今後検討が必要である。
- 日本で本を書いた場合、日本語で書いたままでは仕方がない。英語の本にして出す必要がある。その際、サポート体制を整えないと、人文学の先生や社会科学の多くの先生はできない。海外のある程度知名度のある出版社から出版されるように段取りを整えて、下訳を行ってもらって、専門的な観点から自分がチェックを入れて、それからネイティブチェックを入れて出版するという一連の作業がプログラム化されていないと難しい。自分の経験からいうと、下訳はある程度頼むが、頼んでも違う意味で訳されているのが多くあり、自分で直すことになる。直して、かつネイティブチェックをかけて、出版社から来て校正をするという一連のプロセスで大変な思いをした。サバティカルを1年とってようやくできた。人文学でこれをやれば大変な思いをするのではないか。
- 日本の研究水準を見ると、すぐれたものはたくさんある。支援体制を整えて海外に向けて出版していくことで、海外の先生方の中に、おもしろいと思う人がでてきて、海外出版がやりやすくなる流れがでてくるのではないか。海外発信がこのように出せるようになると、研究者にも意欲が出てくる。資金だけでなく、こうしたサポートをうまくできるような仕組みをデザインすればいいのではないか。
- テクニカルタームや独特の表現、その分野の表現法などは、各研究者の方々が英語で

知っていると思う。それを知らないということならばそれでお手上げになるが、テクニカルタームや独特のレトリック、こういったものをある程度知っていれば、翻訳者に下訳を出すときに、きちんとテクニカルタームをつけて、それをうまく組み立てて英文にしてもらっただけという状態にまですれば、人文学でも困難なことではないと思う。

- また、日本文化の海外発信による文化交流の促進といった観点から検討することも重要である。

(6) 研究評価の確立

「審議経過の概要（その2）」において記述

- ・「知の巨人」による定性的な評価
- ・「定性的な評価指標」の開発

(自然科学の評価パラダイムの問題)

- 多くの研究者が一つの研究課題に絞り込んで研究をする。したがって相互比較がわりと簡単にできる。そのようなメカニズムが作用する自然科学の一部の分野の評価パラダイムが、人文学や社会科学にも適用されようとしている。これは、根本的な問題として理解すべきである。

(研究対象の多様性という問題)

- 人文学及び社会科学と自然科学と異なる点は、多くの研究者が一つの研究課題に集中して研究を行うことがないという点にある。研究対象の範囲が広いので、それぞれ異なった研究課題を研究しているからである。ただ、最近では、最新の問題に人が集中しすぎる傾向もあり、浅い研究がたくさんなされるということもある。全般的にいろいろな人がいろいろなところで深い研究をしてもらった方がよい。
- 一つの研究課題に多くの人の研究が集まっていれば、その中の評価は行いやすい。基準がはっきりしているからである。
- 自然科学のように一つの研究課題に多くの人が集まって研究が行われていれば、その中の評価はわりあいできる。基準がはっきりしている。しかし、人文・社会科学のように、研究対象が多様であり、しかも次元が違う問題がたくさんある場合、評価は難しい。また、隣接領域でも評価は難しい。全く同じことをやっていないとなかなか評価できないことがある。人文・社会科学ではこれが通常であり、やむを得ないことである。
- 人文・社会科学の振興を図る場合、一点に絞らないで、学全体の特性を理解してもらうことから始めないと、なかなか理解されないのではないか。特に、昨今のプラグマティズムとか、成果主義とか、経済効率万能主義といったようなものが非常に強く、学問

がこれらに侵されるようになっていく。

（評価軸の多元性の確保の必要性）

- 経済学における研究成果の発信の歴史を振り返ると、20世紀の中頃までは「書籍」、しかも「単著」が中心であったが、20世紀後半以降は（査読付きの）「学術誌」が中心となっている。例えば、かつての大経済学者あるいは大経済学者たらしとする学者は、「経済学原理」とか「経済学原論」といった大きな著作を世に問うという形で研究成果を発表するのが、基本的な姿勢であった。ところが、20世紀の半ば頃から、新しい学説を発表する際には、大きな書物を書くという形ではなくて、専門の学術誌に論文を発表するという形で、自己の学説を提唱する方向に変化している。（再掲）
- 分野によって研究成果の発表方法についての考え方はかなり異なっており、特に人文科学の場合では、「書籍」とりわけ「単著」というスタイルで研究成果が発表されることが多いものと考えられる。（再掲）
- 人文・社会科学系の学術誌の場合、価値の相違や理論的立場の相違といった観点から、いわゆる「学派」ごとに学術誌が存在するという場面も見られる。このような場合には、同一分野であっても、学術誌毎に傾向が異なるということがあり得、ある学術誌で掲載が拒否された論文が、他の雑誌に掲載されるということが往々にして起こる。
例えば、経済学で、ゲームの理論が流行った時代において、歴史と伝統のある『エコノメトリカ』という数理系の経済学の学術誌で、一時「ゲーム理論」に関する論文でないと採択されないのではないかと言われた時期があった。その時期、新しく『ジャーナル・オブ・マテマティカル・エコノミクス』が発刊され、「ゲーム理論」に基づかない数理系の経済学の論文を引き受ける雑誌が創刊されたというエピソードもある。（再掲）
- アメリカ社会学会で、今までの世界の社会学者の中で誰が一番良いか、インサイトフルかという人気投票が行われたことがある。その結果、いわゆる世界の社会学の重鎮は挙がらなかった。上手に評論家的に社会学が抱えている問題を指摘した、チャールズ・ライト・ミルズが一番人気が高かった。学術的にオリジナルな研究をした人ではないが、そのかわりに物凄く本質をついた刺激的な論評を本にして出した。若い人はこれを読んで刺激される。この効果は大変大事なことである。このため、評価の人気投票にも次元を幾つか設けて、オーソドックスな理論を評価する次元、学問的・知的刺激をもらうという点を評価する次元というように、幾つかに分けて評価をしたほうがいい。

（総合知の評価の在り方について）

- 政治現象を捉える感性（「総合知」の観点）を加味すべきである、論文万能主義は制限が必要、
- 専門的な研究で専門誌で評価を受け、そして論文を発表するというだけで評価することにはリスクがある。政治現象をとらえる「感性」といったものを消してしまうと

いうのはリスクがある。政治現象を総合的にとらえることに努力する態度というものについて、そういったものの存在を認めていく必要がある。論文を書くのも重要なことであるが、単行本には意味がないとなると、バランスが崩れる。

- 辞書的な解説をする研究がなくていいというわけでないが、辞書的なものがただ散在しているだけではどうにもならない。散在するものをどのように、ある意味で1つの像なり、「総合知」に仕上げていくのか、あるいは、理解していくか、意味づけていくかという営みは、分析作業とは異なる可能性を持っている。ここがないと、opinionとして社会との交通可能性が遮断されるという問題が出てくる。

初めから基準を決めて裁断するというわけにもなかなかいかないが、いい総合知があればいい総合知が出てくるというような関係に持っていくことが重要である。悪く言えば、出発点が非常に低いと低いものが続々と出てくるということになる。好循環をいかにつくられるかということについて、学問の中だけで全部賄い切れるかと言われると、そこには少し賄い切れなところも幾ばくか出てくるかもしれない。人文・社会科学の場合、そこは学問のほうがかむしろ謙虚であるほうがいい。オープンにして、色々な可能性を開いておくということのほうが、総合知の評価の在り方としてはいいのではないか。

（独創性のある研究を評価するシステムの在り方）

- 見識のある研究者が、若手の研究者の発表や、プレゼンテーション、論文を見れば、将来を担うような人材かどうかはある程度わかるのではないか。ただ、そのような人が本当に出てきたときに、大学などでその人を育成していくことが重要ではないか。
- 例えば経済学だとサミュエルソンが、ノーベル賞級の仕事をして、半世紀以上にわたって標準知識として使われている『サミュエルソン経済学』というテキストを書いた。このような、本当に深く、どこまでもきわめて、かつ全体を見渡せるという研究者だと、定性的な評価を任せても大丈夫だろう。細かい点だけを極めた人が定性評価をやると自分の嗜好で評価する。全体だけ見渡せる人に任せるとバランスだけで決める。この意味で、両方できるT字型の人が知の巨人であり、この人たちを10人集めて議論して、若い人のオリジナリティーを評価することがあっていい。一人だと偏りがでる（再掲）。

（7）その他

（国際交流）

- 日本学術振興会の海外連絡センターの活用などを含め、海外での研究拠点設置や共同研究の支援体制について検討が必要である。

（顕彰制度）

- 国際的に顕著な業績を挙げた（人文学及び）社会科学分野の研究者に対する顕彰制度について検討が必要である。

